

平成二十二年三月二日受領
答弁第一五五号

内閣衆質一七四第一五五号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する
再質問に対する答弁書

一から三までについて

一般論として申し上げれば、検察当局において、取調べにおける被疑者等の言動を記載したいわゆる取調べメモを作成した場合、その内容等を踏まえ、個別の事案に応じて適正に取り扱っているものと承知しているが、政府として、個別具体的な事件における取調べメモの作成、廃棄の有無及びそれに対する見解並びに取調べメモの作成及び廃棄の有無に関する法務大臣による調査の有無を公にすることは、裁判所に予断を与えることなどから、お尋ねについては、前回答弁書（平成二十二年二月十六日内閣衆質一七四第八五号）四から八までについてで述べたとおりである。